

## フランスにおける恩赦の研究史と最近の動向

福田 真 希

はじめに

一 フランスにおける恩赦の法制史的意義

二 同国における広義の歴史学と恩赦研究の展開

(一) 広義の歴史学の歩み

(二) 恩赦の研究史と最近の動向

おわりに

## はじめに

恩赦制度は、わが国を含む多くの国で、古代から現代に至るまで存在している。にもかかわらず、その意義は十分に理解されていくわけではない。『法律学小辞典』によると、恩赦とは「行政権の作用によって、国家の刑罰権の一部または全部を消滅させ、犯罪者を宥免する制度」<sup>(1)</sup>である。換言すれば、恩赦とは、

君主や大統領などが、裁判所により言い渡された刑罰を免除することを意味する。したがって、恩赦は、法の領域と政治の領域の両方にかかわる行為であると言いうことができる。ゆえに、研究の方法としては、法的なアプローチも政治的なアプローチもありうる。恩赦を与えられる側にも視野を広げれば、それ以外にもさまざまな観点からの考察が可能であるが、もちろん、歴史学の分野においても、恩赦を対象とした研究が見られる。

恩赦の歴史的研究にも、法的な視点を取り入れることが可能であることは言うまでもない。たとえば、わが国における恩赦の歴史を扱った、ごく最近の研究に限ってみても、狭義の日本史だけでなく、日本法制史の側からも検討がなされている。<sup>(2)</sup>一方、フランスでは、法制史分野での研究は、戦後、数多く行われてきたわけではない。そのこともあって、これまで、恩赦の法制史的研究と、狭義の歴史的研究の対話は、十分にはなされていない。フランスにおける法制史と狭義の歴史の分離は、

恩赦というテーマに限った話ではなく、広義の歴史学全体に見られる傾向である。これより、本稿は、恩赦の歴史的研究を切り口として、同国での法制史学と狭義の歴史学の関係の背景や、両者による研究の歩み、そして、近年、狭義の歴史研究の側に見られた、新たな試みを検討することで、同国における広義の歴史学界の今後を展望し、ひいては、わが国における法制史と狭義の歴史の関係を考える際の、ひとつの助けとなることを目指す。

なお、筆者は、二〇一三年二月に、リール第二大学司法史研究センター (Centre d'Histoire Judiciaire) 芹生尚子博士の手ほどきの下、同研究センターのマルティナージュ名誉教授、デュボワ准教授、ル・マルカドゥール准教授と面談を行い、さらに、パリ第四大学西洋近世史研究所 (Institut de Recherches sur les Civilisations de l'Occident Moderne) アバド教授、アンジエ大学西仏史学研究センター (Centre de recherche historique de l'Ouest) ナシエ教授にもインタヴューを行った(インタヴュー順)。また、ナシエ教授には、二〇一三年七月にもお話を伺い、さらに、一〇月二九日には、名古屋大学CALEフォーラムでの講演をいただくこともできた。<sup>(3)</sup> 本稿は、これらの人々の協力により得られた情報を織り込みながら、執筆されたものである。本論に

先立ち、ご協力いただいたみなさまに、心から感謝申し上げます(以下、敬称略)。

## 注

- (1) 『法律学小辞典(第四版補訂版)』有斐閣、二〇〇八年。
- (2) 最近行われた、日本史の分野での研究には、谷口眞子「恩赦をめぐる幕府権威と仏教世界」(井上智勝ほか編『近世の宗教と社会2 国家権力と宗教』吉川弘文館、二〇〇八年、所収) 同「岡山藩における將軍回忌法要の恩赦」『史観』第一六五冊、二〇一一年、同「幕藩権力による恩赦の構造と特質―近世中期萩藩を事例に―」『日本史研究』六〇七号、二〇一三年、野口朋隆「佐賀藩鍋島家における恩赦の構造と変容」『歴史学研究』第八六二号、二〇一〇年などがあり、法制史の観点からのものは、安高啓明「江戸幕府裁判制度に関する一考察―長崎奉行所を事例として」(鈴木秀光ほか編『法制史学会六〇周年記念若手論文集、法の流通』慈学社、二〇〇九年、所収) などが挙げられる。
- (3) 本講演「一六・一八世紀フランスにおける暴力とその衰退」は、豊秋奨学会研究費助成などを利用して開催されたものである。関係各所には、この場を借りて心より御礼申し上げる。なお、本講演のテキストおよび質疑応答は、同月二五日に、京都大学で行われた同名の講演の際の議論も含め、本号に掲載されている。また、ナシエ教授は、

一〇月二三日に関西学院大学でも講演を行っており、こちらも阿河雄二郎の翻訳により、『関西学院史学』第四一号に掲載される予定である。

## 一 フランスにおける恩赦の法制的意義

前述のように、フランスでは、戦後、法制史の観点からの恩赦研究が、盛んに行われてきたわけではなかった。わが国でも、フランスにおける恩赦の歴史にかんする包括的な研究は、ほとんどなされてこなかった。<sup>(1)</sup>したがって、フランスでの研究動向をたどる前に、恩赦の法制史を研究する意義を確認する必要があるだろう。

結論から述べてしまえば、恩赦は、歴史を通じて、権力にとつて重要な意義を有していた。これまで、さまざまな研究の中で、刑罰と権力の関係は論じられてきたが、<sup>(2)</sup>刑罰の対極にある恩赦もまた、各時代の権力を支えてきたのである。

フランスの恩赦の歴史を考察するうえで、前提となるのは、古代ローマの恩赦である。<sup>(3)</sup>フランスでは、ルイ一四世治下の<sup>(4)</sup>一六七〇年に制定された刑事王令が、それまでの恩赦の慣行を初めて体系化し、この規定が、その後の恩赦制度の基礎となつ

ていくのだが、刑事王令の注釈などには、ローマ法が引用されていたのである。<sup>(5)</sup>

古代ローマでは、赦しは神の行為と考えられていた。しかしながら、帝権が確立すると、恩赦は、皇帝の専権によるものとみなされるようになった。皇帝と赦しの結びつきを象徴するのが、即位時の大規模な恩赦である。その目的は、国父（*pater patriae*）としての皇帝が、人々に好かれ、暴君と思われないうにすることにあった。では、なぜ新皇帝は、赦しという方法をとったのだろうか。それは、帝制初期から、君主の枢要徳の中に「仁慈（*clementia*）」が含まれると考えられていたからである。フラメリー・ド・ラシャペルによると、仁慈とは、上に立つ者が、下々の者の過ちを赦してやることを意味した。<sup>(6)</sup>また、仁慈には、国を導くこと、より具体的にいえば、ローマの支配に屈した敵にたいする刑の緩和（*moderatio*）の側面と、<sup>(7)</sup>帝権の支持者にたいする個人的行為という側面があった。したがって、新皇帝による恩赦は、単なる即位の記念にとどまるものではなく、抽象的なプロパガンダという性格と、具体的・個別的な上下関係の構築という性格をもつ、戦略的な行為だった。<sup>(8)</sup>この慣行は、フランス国王の即位時の恩赦に受け継がれ、<sup>(9)</sup>近代以後も、大統領選挙後の恩赦として、二〇〇七年に、当時

のサルコジ大統領により廃止されるまで存続した。<sup>(10)</sup>

サルコジは、内務大臣時代の二〇〇六年から、この恩赦の廃止を明言していた。彼によれば、大統領選後の恩赦の廃止は、「より君主制的でない」大統領を目指すために必要であった。<sup>(11)</sup> この言葉に象徴されるように、恩赦には君主制的なイメージがつきまとう。わが国を見ても、恩赦は、天皇の即位や崩御、さらには、皇太子成婚などに際して与えられてきた。<sup>(12)</sup> その理由には、一九八九年の昭和天皇崩御による恩赦を例にとれば、「天皇陛下の崩御という国家的大事なのだから、ある程度罪人たちにも恩恵を与えるのがよいだろう」といった、君主としての天皇を思わせるものも見られた。<sup>(13)</sup>

これらのことからすれば、共和制下の現代フランスにおいて、大統領選後の恩赦が廃止されたことは、当然の帰結だったと言えることができるかもしれない。そこで、われわれは、二〇一三年二月のインタビューの際、前述の研究者を中心とする何人かのフランス人に、恩赦と共和国の関係について質問を投げかけてみたが、回答者のほとんどは「恩赦は共和国の原理と矛盾する」と答えた。彼らにとって、二〇〇七年の廃止は自然なことであって、近い将来、恩赦の制度それ自体が消滅するだろうという見解さえあった。

ところが、一九九五年六月二八日のフランス官報は、大統領選後の恩赦を「共和國的伝統」と位置付けていた。<sup>(14)</sup> また、サルコジによる廃止後、初の大統領選となった二〇一二年にも、恩赦の有無が話題となった。さらに、五月の選挙直後には、行政機構内部の者が、恩赦の提案を行ってさえる。<sup>(15)</sup> 以上のことから、恩赦は、必ずしも君主制と密接不可分なものではなく、共和制においても、ある程度の意義を有するということがわかる。実際、恩赦は、絶対王政期だけでなく、共和制の時代においても、主権と結びつけて議論されていたのである。<sup>(16)</sup>

では、フランスにおける各時代の権力と恩赦には、どのような関係があったのだろうか。主権と恩赦の結びつきを明らかにしたテキストのひとつとして、フランス絶対王政の理念形を打ち出したといわれる、ボダン『国家論』（一五七六年）を挙げることができる。ボダンによれば、恩赦は「主権の第五のしるし」であった。<sup>(17)</sup> また、実際の場面でも、恩赦は、近代フランス国家の形成に一定の役割を果たしていた。ここで利用されたのが、恩赦嘆願状であった。当時、恩赦を得るためには嘆願が必要であり、その際、罪人の側が当該犯罪の内容を説明しなければならなかったのだが、ここに描かれた当事者の人格が、恩赦の可否を左右したのである。たとえば、恩赦を得るためには、

「暴力を避けようとする姿勢や犯行を悔やむ態度、良好な友人関係などが重視された。このことは、逆から見ると、当時の権力が、刑罰を免れたいという罪人の心情を利用し、恩赦を通じて、「臣民のあるべき姿」を、提示していたことを意味すると言いうことができる。<sup>(18)</sup>

フランス革命期になると、王権停止の前年に当たると一七九一年に制定された、同国初の刑法典により、恩赦は廃止された<sup>(19)</sup>。しかし、その後、恐怖政治を経て、ナポレオンによる執政政府が成立すると、彼が終身第一執政となった一八〇二年に、恩赦は復活した。<sup>(20)</sup> 恩赦の廃止から復活にかけての経緯は、恩赦と広義の君主制が、不可分一体であることを証明しているようにも見える。ところが、恩赦廃止の議論の際、君主制の問題には、ほとんど言及がなされていなかった。<sup>(21)</sup> さらに、恩赦が法的には存在しなかった間、全く赦しが行われなかったわけではなく、革命議会は、事実上の恩赦を繰り返していたのであった。<sup>(22)</sup>

一九世紀、フランスでは、君主制、共和制、帝制と、政体の転換が繰り返された。共和政体は、一八四八年から一八五二年（第二共和制）と、一八七〇年以後（第三共和制）の二回登場するが、これらの期間においても、恩赦は行われていた。さらに言えば、一八三七年から登場する恩赦の統計によると、一九

世紀を通じて、一年あたりの恩赦数が最も多かったのは、一八四八年までの王制や、一八五二年から一八七〇年にかけての帝制の時期ではなく、第三共和制の時期だったのである。<sup>(23)</sup>

もつとも、これは一八八五年八月一四日の法律により、仮釈放が導入されるまでの話ではある。<sup>(24)</sup> 仮釈放制度が成立すると、恩赦の数は、それまでの上昇傾向から一転して減少した。しかし、一九〇〇年ごろには、それまで伸び続けていた仮釈放の件数は減少し、それに対応するかのようになり、恩赦の数が再び増加した。実は、この頃、恩赦は、より刑事政策的に用いられるようになっていた。そのため、恩赦は仮釈放との類似性を指摘され、さらには、仮釈放の存在を理由に、廃止を求める人々も登場した。<sup>(25)</sup> しかし、恩赦は廃止されなかった。恩赦と仮釈放の、最も大きな違いは、恩赦が、大統領の判断を必要とする一方、仮釈放は、内務省レヴェルで決定される行政的行為という点にあるだろう。ゆえに、一八八五年以降も恩赦が存続し、さらに、世紀末には、仮釈放に再びとってかわるかのようになり、その数を増やしたことは、近代の共和制においても、大統領による恩赦が必要とされたことを意味する。

以上から、恩赦は君主制だけでなく、共和制の権力にとっても、重要な意義を有していたと言えるだろう。とこ

ろが、フランスでは、恩赦は研究者たちの関心を集めてはきたものの、おそらく、その君主的なイメージのために、考察の対象とされる時期は、アンシャン・レژیーム期に偏重していた。また、アプローチの面でも、社会史的なものが多く、権力にまつての恩赦の意義については、十分に議論されてきたわけではなかった。言い換えると、フランスでは、狭義の歴史的な恩赦の研究は見られるものの、その成果が、必ずしも、法制史の分野に影響を与えたとは言えなかったのである。おそらく、このような、法制史と社会史の分裂という問題は、フランスにおける広義の歴史学全体の状況を反映している。<sup>(26)</sup>以下では、フランスにおける恩赦の研究史を、同国における歴史研究全体の大きな流れの中に位置づけることで、その問題点と今後の展望について考えたい。

## 注

- (1) フランスにおける恩赦の歴史についての研究として、さしあたっては、福田真希『フランスにおける恩赦の法制史的研究(一)』(八・完)『名古屋大学法政論集』第二三六・二四〇・二四一・二四四号、二〇一〇年～二〇一二年がある。日本の恩赦の歴史については、穂積八束・美濃部達吉以来の研究の蓄積がある。紙幅の関係上、これらの

膨大な成果を、すべて紹介することは差し控えるが、最も基本的なものとして、戦前から戦後にかけての研究を集めた高柳真三『江戸時代の罪と刑罰抄説』、有斐閣、一九八八年や、平松義郎『近世刑事訴訟法の研究』創文社、一九六〇年を挙げておきたい。中国の恩赦については、わが国の古代における恩赦と、その中国法による影響について述べた佐竹昭『古代王権と恩赦』雄山閣出版一九九八年などがある。ところが、西洋について言えば、古くは、中村哲『恩赦権の史的基礎』

(同『国法学の史的研究』、日本評論社、一九四九年、所収)が、古代ギリシア・ローマ以来の、恩赦と君主の関係を明らかにしているが、それ以後は、フランスだけでなく、その他の国にかんしても、それほど研究が積み重ねられてきたわけではない。ただ、恩赦を主題としているわけではないが、これに言及した最近の研究の例として、ドイツについては、池田利昭『中世後期ドイツの犯罪と刑罰—ニュルンベルクの暴力紛争を中心に—』北海道大学出版会、二〇一〇年、イギリスにかんしては栗原真人『一八世紀イギリスの刑事裁判』成文堂、二〇一二年などが挙げられる。

- (2) そのような研究を代表するものとしては、言うまでもなく、フーコー『監獄の誕生』がある。

(3) 古代ローマの恩赦については、福田前掲稿(一)、二五七・二五九ページ。古代ローマにおいては、数種類存在した恩赦の概念が、明確に整理されていたわけではない。おそらく、このことを反映してであろうが、一九世紀後半以降に登場する、古代の恩赦の研究には、齟齬が見

- られた。その一例として、Poujaud, Paul, *Des diverses formes du droit de grâce dans la législation criminelle de Rome. De l'amnistie en droit français*, thèse pour le doctorat en droit de l'Université de Paris, Paris, 1885, p. 31 ; Merle, Louis, *Des causes de cessation des peines : de l'"Amnestia", de l'"In integrum restitutio damnatorum" et de l'"Indulgentia", en droit romain. De l'amnistie, de la grâce, de la libération conditionnelle et de la réhabilitation en droit français*, thèse pour le doctorat en droit de l'Université de Poitiers, Poitiers, 1889, p. 25 ; Mayer, Julie, *Les mesures de grâce dans l'histoire du droit répressif romain. Réflexions sur les rapports entre la peine, la politique et la religion*, Thèse pour le doctorat en droit, Paris, 2007, p. 111 を参照。なお、古代ギリシアについては、却却を意味し、大赦 (amnistie) の語源ともなる amnestia の他に、法的地位の回復を意味する epinoio があり、エジプトにも、君主の好意によりさまよった法の効果を消失させる philanthropa が存在した。Foviaux, Jacques, *La rémission des peines et des condamnations. Droit monarchique et droit moderne*, Paris, 1970, pp. 16-18.
- (4) Isambert et al. (éd.), *Recueil général des anciennes lois françaises : depuis l'an 420 jusqu'à la révolution de 1789*, t. 19, Paris, 1829, pp. 403-407.
- (5) たむら 邦彦 Bomier, Philippe, *Conférences des ordonnances de Louis XIV, roy de France et de Navarre, avec les anciennes ordonnances du royaume, le droit écrit et les arrêts, enrichies d'arrêts et de décisions impromptues*, t. 2, Paris, 1737, pp. 227-263. また、一八世紀の有名な刑法学者 シュエール・ド・ヴーグランらも、彼の時代の恩赦制度を説明する際、古代ローマの恩赦に言及している。Muyart de Vouglans, Pierre-François, *Institutes au droit criminel, ou Principes généraux sur ces matières, suivant le droit civil, canonique, et la jurisprudence du royaume, avec un traité particulier des crimes*, Paris, 1757, p. 107.
- (6) Flammerie de Lachapelle, Guillaume, *Recherches sur la notion de la clemence à Rome, du début du I<sup>er</sup> siècle A.C. à la mort d'Auguste*, Paris 2011, p. 16.
- (7) この意味での仁慈にかんして言うとして、カエサルのがれがよく知られている。これについては、長谷川博隆「カエサルの寛恕」(同『古代ローマの政治と社会』名古屋大学出版会、二〇〇一年、所収)を参照。また、磯部隆『ローマ帝国とイエス・キリスト』新教出版社、二〇一三年、一四〇・一四九ページは、イエスが、あえてカエサルの仁慈を持ち出すことで、政治的打算に基づくこの概念を否定しようとしたと指摘している。
- (8) Meyer, op. cit., pp. 404-407.
- (9) 国王即位時の恩赦にこのことは、Jackson, Richard A., *Five the Roi : A History of the French Coronation from Charles V to Charles X*, Chapel Hill and London, 1984, pp. 94-114 ; Lawrence M., *The King and the City in the Parisian Royal Entry Ceremony : Politics, Ritual, and Art in the Renaissance*, Geneva, 1986. 福田前掲稿 (三) 一〇三・一〇五ページ。アンニヤン・レジーム期の恩赦には、古代ローマだけでなく、キリスト教の影響も



- 色濃く見られる。新国王は、即位時の恩赦により、ローマ皇帝の用いた上述のイメージに加え、「裁き人としての王 (rex iudex)」「サロモンヤ」<sup>15</sup>「き羊飼いの (キリスト)」「地上における神の代理人 (vicarius Dei)」<sup>16</sup>としての性格も打ち出した。Soen, La réitération de pardons collectifs à finalités politiques pendant la Révolte des Pays-Bas (1565-1598). Un cas d'espèce dans les rapports de force aux Temps Modernes? dans, *Préjérant miséricorde à rigueur de justice. Pratiques de la grâce (XIII-XVII siècles)*, éd. par Bernard Dauven et al., Louvain, 2012, p. 99.
- (10) voir Jeanclous, Yves, *Dictionnaire de droit criminel et pénal*, Paris, 2010, p. 6. なお、新大統領による恩赦は、第三共和制下の1879年から行われるようになった。Conan, Mathieu, *Amnistie présidentielle et tradition. Revue du droit public*, n. 5, 2001, p. 1316.
- (11) *Le Monde*, 18 juillet 2006.
- (12) たとえば、昭和天皇の逝去による恩赦をきっかけに、『法律のひろば』第四四巻第四号、一九八九年四月や、『ジュリスト』第九三四号、一九八九年六月などで、この制度にかんする特集が組まれている。
- (13) 植松正「恩赦随想」『法律のひろば』第四四巻第四号、四ページ。
- (14) *Journal officiel de la République Française, débat Assemblée Nationale*, 28 juin 1995, p. 636.
- (15) 二〇一二年六月三日の官報は、オランダ新大統領が就任して間もなく、同年五月二二日に「ドラリュエ刑務所総監 (contrôleur général des lieux de privation de liberté)」が「収監者の超過に対応するため、大統領選出後の恩赦を復活させるよう求めたと報じている。彼によれば、「非常に軽い」刑のうち、二〇一二年より前に言い渡され、いまだ執行されていないものを免除すべきであった。Journal officiel de la République Française, 13 juin 2012, p. 9962.
- (16) たとえば、第三共和制初期の恩赦制度について定めた、一八七一年六月一七日の法律の起草の際の議論を参照。Rulleau, Charles, *De la grâce en droit constitutionnel*, thèse pour le doctorat de droit, Bordeaux, 1911, pp. 40-43; Duvergier, J.-B. (éd.), *Collection complète des lois, décrets, ordonnances, règlements, et avis du Conseil d'État*, t. 71, Paris, p. 120, note 1.
- (17) Bodin, Jean, *Les six livres de la République avec l'apologie de R. Herpin*, Paris, 1576: réimpression, Aalen, 1961, p. 236.
- (18) 福田前掲稿 (三) 一一一・一二四ページ、同 (五) 二〇四ページ。
- (19) 同法典第一編第七章第二三條。Duvergier, op. cit., t. 3, p. 407. 内田博文ほか訳「資料フランス一九九一年刑法典」『立命館法学』第九六巻、一九七一年、五四・五五ページ。
- (20) 八月四日 (共和暦一〇年テルミドール二六日) の元老院議決第六六條。Duvergier, op. cit., t. 13, p. 510. 中村義孝『フランス憲法史集成』法律文化社、二〇〇三年、一〇二ページ。
- (21) 恩赦廃止の議論は『Archives Parlementaires, de 1787 à 1860, 1ère série, 1787 à 1799: recueil complet des débats législatifs & politiques des Chambres françaises, t. 26, Paris, 1887: réimpression, Nendeln, 1969, pp.



- 727-731, 734-739 を参照。恩赦の廃止は、啓蒙期の刑法改革思想を代表する、ベッカーリア『犯罪と刑罰』により初めて主張されたが、ここでの議論は、一七九一年の議会にも大きな影響を与えている。ベッカーリアの恩赦廃止論は、石井三記ほか訳「ベッカーリア『犯罪と刑罰』(第五版)(三・完)」「名古屋大学法政論集』第二二二号、二〇〇九年、二六七・二六八ページ。
- (22) フランス革命期における「事実上の恩赦」については、福田前掲稿(六)三四八・三五〇ページ、同(七)一〇〇・一〇八ページを参照。
- (23) *Compte général de l'administration de la justice criminelle en France*, Paris, 1827-1915.
- (24) Duvergier, *op. cit.*, t. 85, pp. 469-489.
- (25) たとえば、一八九九年六月二八日の全国監獄協会での議論を参照。*Revue pénitentiaire. Bulletin de la société générale des prisons*, Année 23, 1899, pp. 938, 956-957. また、生来性犯罪人説で知られるロンプローンは、再審の制度を引き合いに恩赦を批判している。Lombroso, Cesare, *Sull'incremento del delitto in Italia e sui mezzi per arrestarlo*, Torino, 1879, pp. 127-128.
- (26) このような筆者の認識にたいし、ナシエは、二〇一三年七月のインタヴューの際に、有益な留保を与えてくれた。彼によると、法制史研究と狭義の歴史研究は、必ずしも、意図的にお互いを退け合っているわけではない。たとえば、中世史研究者のクロード・ゴヴァールは、法制史研究者のロベール・ジャコブとともに、司法儀礼にかんする文

献をまとめているし、ベルギーでも、歴史学者グザヴィエールソーは、恩赦も含む法制史的なテーマを扱っており、法学者も含む論文集にも寄稿している。Gauvard, Claude, et Jacob, Robert (éd.), *Les rites de la justice*, Paris, 1999; Rousseaux, Xavier, et al., « Concurrency » du pardon et « politiques » de la répression de Pays-Bas espagnoles au 16<sup>e</sup> siècle. *Autour de l'affaire Charlet*, 1541, dans *Le pardon. Textes réunis par Jacqueline Hoareau-Dodraun et al.*, Limoges, 1999. なお、ゴヴァールとロンローは、後述する二〇〇七年のコロークで協働している。

## 二 同国における広義の歴史学と恩赦研究の展開

### (一) 広義の歴史学の歩み

冒頭で述べたように、恩赦は法の領域にかかわる行為である。にもかかわらず、フランスでは、法制的なアプローチによる研究が、盛んに行われてきたわけではなかった。それはなぜだろうか。そこで、筆者は、二〇一三年七月のインタヴューで、ナシエにこの質問を投げかけてみた。彼によると、その背景のひとつには、最近の歴史研究全体の動向として、比較的新しい

時代へと研究者の関心が移動してきており、とりわけ法制史分野においては、その傾向が顕著に見られることがある。また、彼は、恩赦は死刑と密接なかかわりがあるが、フランスでは一九八一年に死刑は廃止されており、さらに、二〇〇七年の大統領選後の恩赦の廃止もあって、法学分野全体における、恩赦への関心が低下していることも、恩赦の法制的研究があまり行われていない理由として、挙げる事ができると言った。この第二の点は、二月の面談の中で、アバドによっても指摘されていた。これより、フランスの歴史学界では、このような認識がある程度共有されていると考えられるが、このことは、同国の歴史学界全体が、恩赦と君主制の不可分一体性を、自明のものとしていることを示していると言えないだろうか。

ともあれ、現在のフランスにおいて、恩赦の歴史の研究を行っているのは、主に、社会史をはじめとする、狭義の歴史学の分野である。恩赦の社会的研究が登場したのは、一九七〇年ごろのことであった。この時期、アンシャン・レジーム期の恩赦の資料的価値が認識され、その分析を通じて、当時の犯罪の状況や、人々の生活の実態を明らかにしようとする試みが増加したのである。

では、なぜ恩赦状からそれがわかるのだろうか。それは、恩

赦状には、恩赦嘆願状に書かれた事件の顛末が、ほぼそのまま引用されていたからである。また、恩赦状は、受益者本人に与えられる原本の他、裁判所での保存のための写しを作成されており、保存状態が良好であったことも、関係しているのではないかと思われる。

おそらく、以上の点から、恩赦状は大学の演習でも利用された。一九七五年のデイヨン『監獄の時代』によると、当時彼が所属した、リール第三大学歴史学課程では、一九七一年から一九七四年にかけての社会史演習の中で恩赦状を用いた。演習では、判決や恩赦状を実際に数え上げ、分類し、データを組み合わせる図版やグラフを作成した。また、赦された犯罪をテーマに、修士論文を作成した学生も何人かいた。<sup>(3)</sup> この試みは、当時のフランス歴史学界全体における、データ重視の傾向にのっとったものであった。すなわち、数量的把握による実態の定置を可能にするものとして、恩赦状が注目されたのである。<sup>(4)</sup>

ところが、前述の司法史研究センターの図書室で調べた限り、法学講座をもつリール第二大学では、恩赦をテーマとする論文が、何本も提出されていたわけではなかった。<sup>(5)</sup> ここからも、社会史における成果が、必ずしも、法制史の分野に波及効果を与えたわけではないということがわかるだろう。ただ、一九世紀

の時点では、法制史と社会史は比較的近い関係にあった。初期の社会学は、現代的な意味での「社会史」とは異なり、社会の基本的構造を分析の対象としていたからである。したがって、当時の社会学にとって、法は主要な関心のひとつであった。ところが、二〇世紀前半に、その後のフランスにおける歴史学に大きな影響を与える「アナール」学派<sup>6)</sup>が、社会学に地理学・経済学を融合した「社会史」を旗印に、これまでの、事件史中心の歴史学に反旗を翻すと、伝統的なアプローチは切り捨てられ、法制史もまた、狭義の歴史研究の中心から、外されることになったのである<sup>7)</sup>。

では、「アナール」学派とはなんだろうか。これは、一九二九年に創刊された雑誌『アナール』を中心とする、知的運動のことをいう。この運動が目指したのは「全体史」、すなわち、社会全体を視野に入れた歴史の理解であった。したがって、『アナール』は、必然的に学際的であり、創刊時の編集委員には、歴史学者だけでなく、経済学者、政治学者、地理学者も加わっていた<sup>8)</sup>。また、この運動により、歴史研究の対象が、地理的・時間軸的に拡大されただけでなく、物価や人口などの変動、当時の人々の心性など、かつての歴史学では切り捨てられていたものにも、目が向けられるようになった。おそらく、

恩赦状に関心がもたれるようになったこと自体が、『アナール』学派の影響によるものであろう。実際、一九六七年には、『アナール』誌上に、「進行中の研究 (Travaux en Cours)」として、膨大な裁判資料を用いた犯罪のデータ化を通じ、当時の経済や人口、社会集団や宗教生活などを明らかにする可能性を指摘した、ビラコワによるコメントが掲載されているのである<sup>9)</sup>。

ちょうど同じ頃、『アナール』にも転換が生じていた。渡辺和行によると、『アナール』学派の歩みは、大きく四つの時代に分けられる<sup>10)</sup>。第一期（一九二九年～一九五六年）は、「社会史のための闘い」という言葉に象徴される、既存の歴史学への対抗の時期である。続く第二期（一九六九年）は、全体的な地理的構造史と数量史を特徴とした。ビラコワの論説が掲載されたのは、第二期から第三期（一九八九年）への移行の時期に、ほぼ相当する。第三期の『アナール』では、経済史の地位低下と、心性史・歴史人類学の登場が見られた。こうして、社会・経済的な変化が、心性の問題に関連付けて議論されるようになった<sup>11)</sup>。このような対象の転換は、フーコーの構造主義のインパクトにもよるだろう。彼により、国家や教会といった權威による「公式」の言説の下で、排除されていくものの存在に光が当てられ、「支配者の歴史」から「支配される者の歴史」

への転換が図られたのである。<sup>(13)</sup> フーコーのアプローチは、統計など、公式の資料に頼ってきた『アナル』派への、アンチテーゼでもあった。同様の批判は、イタリアの歴史家ギンズブルグに代表される、ミクロストリアの手法からもなされている。この方法により、連続的なものを重視する一方で、偶然的なものも排除する傾向にあった『アナル』学派にたいし、問題提起がなされた。<sup>(14)</sup> 一九八〇年代になると、ミクロストリアは、それまで社会構造の研究を重視してきたフランスの歴史学界に、大きな影響を与えた。<sup>(15)</sup> 最後の第四期（一九八九年）は、これらをはじめとする、歴史学内外からの批判を踏まえた、変貌の時期である。具体的には、この頃の社会史研究が、全体史という当初の目的から離れ、過度に細分化したことや、それまで『アナル』学派が排除してきた、歴史叙述の物語性・事件・政治・伝記などが再び評価されたことを背景に、新たな歴史人類学への動きが見られた。<sup>(17)</sup> また、非西洋文明にも視野が広げられたほか、経済史・全体的展望の価値も再認識された。

これら四つの時期のうち、本稿との関係で最も重要なのは、第三期である。この時期には、「歴史学が人間科学の頂点に君臨し社会史のヘゲモニーが確立」した。一九五六年の時点で、『アナル』学派は、高等実習院 (École pratique des hautes études)

第六部門「経済・社会科学」に制度的な根を下ろし、指導的な立場を手にしていたが、一九七五年には、この第六部門が、学位授与権をもつ社会科学高等研究院 (École des hautes études en sciences sociales (EHESS)) として独立することで、社会史が、歴史学におけるスタンダードとなったのである。<sup>(18)</sup> 今や、かつての異端は正統派となった。このことから、フランスにおいて、恩赦の歴史の研究の多くが社会的な性格をもつのは、社会史分野が、法制史分野よりも、恩赦に多くの関心を向けたからということもあるが、それにも増して、フランスの歴史学界全体が、社会史の影響の下にあったからだと言うことができるだろう。

ここまで、フランス歴史学の潮流を、ごく簡単に振り返ってきた。以上の流れを踏まえたくうえで、今度は、法制的なものも含めた恩赦の研究史をたどるとともに、近年の新たな動きを概観する。

## (二) 恩赦の研究史と最近の動向

フランスにおける恩赦の歴史の研究の歩みは、大きく三つの時期に分けることができる。①第一期は、一九世紀後半から

二〇世紀前半である。この時期には、恩赦をテーマとする博士論文が、法学の分野から複数出されている。②第二期は、一九七〇年代から二〇〇〇年代である。前述のように、この時期には、恩赦の社会史的研究が増加し、その一方で、法学の側からの成果は、大きく数を減らした。そして、③第三期は現在である。近年、恩赦の法的側面に光を当てた研究が、相次いで登場している。その中には、恩赦を切り口として、法制史研究と狭義の歴史研究の分裂に、問題を提起しようとする試みも見られる。以下、それぞれの時期の特徴を簡単に述べていきたい。

①第一期・一九世紀後半から二〇世紀前半

前述のように、一八七〇年に成立した第三共和制は、多くの受刑者に恩赦を与えた。たとえば、一九世紀後半から二〇世紀初頭にかけての大統領たちは、死刑廃止論者であるか否かにかかわらず、毎年、何件もの死刑判決に恩赦を与えており、恩赦を通じて、事実上の死刑廃止を実現した例さえあった。もちろん、恩赦に反対する動きも生じた。<sup>(19)</sup>このような状況を反映してか、この時期には、恩赦をテーマとする博士論文が、何点か提出されている。これらの研究の多くは、法学の立場から行われており、そのうちいくつかは、執筆当時の恩赦制度を主たる対

象としながらも、その背景として、古代ローマ以来の恩赦制度の展開をたどっている。<sup>(20)</sup>また、ローマ帝国末期からルネサンス期を扱った、デュパルクの学位論文など、<sup>(21)</sup>純粹に法制史的な観点から行われた研究もあった。ただ、これらの古い法学研究の大半は、制度的な分析に終始しており、恩赦の実態の面が目向けられることは、ほとんどなかった。

第二次世界大戦後の動きにも少し触れておくと、この時期からしばらく、恩赦の研究は下火となる。一九五六年には、一六世紀から一八世紀にかけての恩赦の、法的側面を扱った学位論文がパリ第二大学に提出され、<sup>(22)</sup>一九六九年にも、アンシャン・レジム期のフランス中部・オルレアン市における、恩赦の慣行にかんする博士論文が書かれているが、<sup>(23)</sup>他には、主だった成果は見られなかった。

②第二期・一九七〇年代から二〇〇〇年代

この時期には、第一期のように、盛んに法学的研究が行われたわけではない。一九七〇年代初頭には、古代エジプト・ギリシア以来の恩赦の制度史をたどったフォヴィオの研究書や、<sup>(24)</sup>後期中世の恩赦を扱ったブリソの学位論文などが出されたが、<sup>(25)</sup>これ以後、この種の作品はほとんど見られなくなった。

狭義の歴史学の分野について言えば、研究者の関心が向けられたのは、恩赦の制度ではなく、恩赦状であった。<sup>(26)</sup> デイヨンの試みについては先に述べたが、恩赦状の文面そのものを対象とする研究も登場した。

この手の研究を代表するのが、アメリカ人歴史家のデーヴィスによる、『古文書のなかのフィクション』である。<sup>(27)</sup> 彼女は、一六世紀フランスの恩赦状に描かれた事件に注目し、その記述に、ある種の「フィクション性」があることを明らかにした。一九八七年に発表されたこの研究は、歴史叙述の物語性について、認識論的な検討を行ってこなかったという、社会史への批判にたいする、ひとつの回答と位置づけられると渡辺は言う。<sup>(28)</sup> 後期中世の恩赦状にも、同様の「フィクション性」を見て取ることができる。このことを明らかにしたのが、一九九一年のゴヴァールの二巻本である。<sup>(29)</sup> 現代のフランスにおける、恩赦の歴史的研究の第一人者ともいえる彼女の大作は、恩赦嘆願の「フィクション性」に言及しただけでなく、恩赦状に書かれた情報や定型句、さらには、恩赦状そのものを数量的に分析することで、犯罪や刑罰の実態を明らかにした。その後も、ゴヴァールは、この時期の恩赦に关する研究を多数発表している。<sup>(30)</sup> さらに、二〇一〇年には、前述の一九九一年の二巻本が一冊にまとめら

れ、再出版された。

恩赦状の「フィクション性」に注目する方法の主たる関心は、恩赦を嘆願する人々の戦略にあると言うことができるが、恩赦状を用いた研究には、他にも二つの可能性がある。<sup>(31)</sup> まず、恩赦状の分析を通じ、犯罪の内容、すなわち、犯行の場所や時間、当事者、犯行に用いられた道具などを明らかにすることができる。次に、恩赦嘆願のために語られるストーリーは、犯行の瞬間だけを切り取ったものではなく、その背景などにも言及がなされていたことから、書状を参照すれば、当時の人々の社会的関係や日常生活、行動パターン、さらには政治的態度までも読み取ることができる。<sup>(32)</sup> このような研究のうち、重要なもののひとつとしては、ミュシャンブレッドによる、近世フランスにおける暴力の研究が挙げられるだろう。<sup>(33)</sup> また、バルジも、恩赦状から、当時の犯罪や刑事裁判の実態を解明しようとした。<sup>(34)</sup> 以上のことから明らかとなるように、一九七〇年代以降の恩赦の歴史的研究の関心は、多くの場合、恩赦そのものには向けられていなかった。つまり、恩赦をテーマとする研究が多く行われるようになったとはいえ、それらは、当時の犯罪や、民衆の生活などの実態を明らかにするための道具として、恩赦状を利用したにすぎず、恩赦それ自体の意義については、必ずしも

明確にされてきたわけではなかったのである。また、研究の対象は、後期中世から近世に集中しており、アンシャン・レジーム末期以降については、十分に研究が積み重ねられているわけではなかった。<sup>(35)</sup> さらに、比較的多くの研究が見られた、絶対王政期の恩赦についても、その制度にたいする関心はおろそかであつたと言わざるを得ない。前述の一六七〇年刑事王令には、

八種類の恩赦の行為が規定されていたにもかかわらず、ほとんどの研究は、正当防衛や過失致死の場合に与えられ、最も数の多かつた、赦免の書状のみを扱うにとどまり、その他の恩赦には、十分に目が向けられなかった。このことは、法制史の立場からの恩赦研究が、あまり見られなくなったことと関係しているかもしれない。ただ、一九七〇年代以後に発表された文献のうち、ほとんど例外的ともいえる、法学者の研究を含んだ、<sup>(36)</sup> 一九九九年のオロー＝ドディノールによる論文集においても、<sup>(37)</sup> 赦免以外の恩赦の制度が、詳細に検討されたわけではなかった。

### ③第三期・現在

ここまでで明らかとなったように、一九七〇年ごろからの恩赦の研究は、法制史研究者の恩赦への関心の低下と、歴史学全体の傾向を背景に、主に社会史的な視点から行われてきた。し

かしながら、ここ数年、恩赦の研究に新たな動きが生じている。すなわち、恩赦それ自体の意義、あるいはその権力との関係に、再び目が向けられるようになったのである。

たとえば、二〇〇七年には、ベルギーのルーヴァン＝ラ＝ヌーヴで、フランス、オランダ、ベルギー三国の若手研究者によるコロークが行われ、一三世紀から一七世紀にかけての三国における恩赦を、法的文脈の中に置く試みがなされた。<sup>(38)</sup> また、二〇一二年には、リール第二大学司法史研究センター主催のシンポジウムに、近年、恩赦の歴史にかんする大著を出版したナシエ、アバドの両者が参加し、最新の研究成果が報告された。<sup>(40)</sup> その後も、ナシエは積極的に成果を上げ続けている。以下では、二〇〇七年のコロークと、ナシエ、そしてアバドの研究について、順番に紹介する。

二〇〇七年のコロークの成果を活字化した *Prévenir miséricorde à rigueur. Pratiques de la grâce (XIII<sup>e</sup>-XVII<sup>e</sup> siècles)* によると、このコロークでは、現在のオランダからフランス北部にかけての地域を中心に、国内における司法の集権化や、諸外国からの圧力という文脈を視野に入れた、恩赦の歴史的發展が論じられた。<sup>(41)</sup> また、ここでは、一般的に、過酷な身体刑と結び付けられがちな中・近世の裁判においても、恩赦が、



重要な役割を担っていたことを明らかにすることが目指された。

同書によると、本コロークの関心は、以下の五点にまとめられる。第一に、恩赦を、和解や刑罰などとともに、紛争解決の手段のひとつとして位置づけることである。第二に、恩赦を嘆願する側の戦略的行動が、近代的司法制度の構築の中で、果たした役割である。第三に、恩赦を通じた秩序維持という側面である。第四に、恩赦の政治的実践である。そして最後に、民衆にとつての恩赦の意義である。

このコロークの成果を簡単に述べると、恩赦は、当事者間においては、被害者からの復讐を防ぐという意味で、和解と共通点を持ち、それゆえに、かつては、これらの制度はしばしば結び付けられていたが、王権の伸長とともに、共同体内の和解よりも、恩赦嘆願が優先されるようになった。また、裁判機構のレヴェルについて言えば、中世の段階では、国王裁判権と、諸侯や都市などの裁判権が競合していたが、君主による恩赦は、都市裁判所での訴訟よりも権威があると考えられていたうえ、安上がりであったことから、民衆に好んで用いられるようになり、こうして、都市裁判権は国王裁判権に侵食されていった。さらに、この過程の中で、恩赦の手続きは、より官僚的なもの

となり、司法の中央集権化が促された。恩赦は、国王の即位時など、集団にたいする支配という文脈においても意義を有したが、このような、カリスマ支配的な側面だけでなく、一定のルーティンにのっとった、規則的な統治という側面も有しており、これらの両面が結びつくことで、司法制度の集権化が実現したのである。<sup>(43)</sup>

王権の伸長と恩赦との関係は、ナシエによっても議論されている。彼は、一六世紀のフランスを舞台に、恩赦の地域的研究を行った。<sup>(44)</sup> 彼の研究の特徴は、主に、以下の二点にあると言うことができるだろう。まず、彼は、ある地域の恩赦状を網羅的に参照することで、恩赦を与える国王と、それを嘆願する民衆との関係を考察している。当時、国王は一定の場所に定住していたわけではなく、王国各地を巡回していたのだが、国王が来訪した町では監獄が開放され、囚人に恩赦が与えられた。ナシエは、このことに注目し、<sup>(45)</sup> 国王が近付いたときに、恩赦嘆願が増加することを証明した。次に、彼は、恩赦状の文面そのものに再び目を向け、時代的文脈の中でその意義を明らかにした。たとえば、彼は、一六世紀から一八世紀にかけての恩赦状の内容を比較し、その論調の変化から、恩赦嘆願に、その時代の統治の方向性が、反映していることを指摘した。<sup>(46)</sup> また、彼は、宗

教戦争を背景とする一六世紀における、恩赦の役割も探究した。<sup>(46)</sup>さらに、彼は、民衆社会のレヴェルからも恩赦を照射している。たとえば、二〇一二年のリールでのシンポジウムでは、恩赦の可否を判断する際に問題とされたのは、嘆願者の行動それ自体の善悪というよりは、その行動が、当時の社会の要請する、ある一定のコードに従っているか否かであったことが明らかとされたが、このことは、恩赦嘆願のデイスクールを、赦しを得るための戦略としてと同時に、当時の人々の共有する規範の反映として読み解くことで、初めて理解されると言えるだろう。

さらに、二〇一三年一〇月の来日講演で、彼は、未発表の新たな方法を紹介してくれた。それが、言語統計学による分析である。ただ、フランスで統計による数量的分析という考え方が登場するのは、一八世紀末から一九世紀前半のことであるし、<sup>(47)</sup>そもそも、言語に注目した統計は、おそらくとられなかっただろう。では、彼はどのようにして、一六世紀の恩赦を統計的に検討したのだろうか。筆者は、七月のインタヴューの際、彼の自宅の書斎で、この方法を実演してもらった。彼が用いているのは、Lexico3というソフトで、書状の内容を直接打ち込み、データ化することで、ある語やその前後の文脈を横断的に検索した

り、書状の長さ順に並べ替えたりすることが可能となる。こうして、犯罪に使われている凶器や暴力行為の方法、さらには、恩赦の対象となる人の身分などを表す、ほんの小さな語を、膨大なコーパスから抽出することができるのである。一〇月の講演では、一六世紀における、身分別の武器利用の状況がグラフ化されたが、七月のインタヴューの話によると、今後は、一六世紀だけでなく、その他の時代との比較も、視野に入れているとのことであった。これまでも、恩赦状の資料的価値は、多くの研究者により十分に認識されてきたが、言語統計学を用いることで、その価値はさらに高まるのではないだろうか。

以上より、彼の研究は、これまで比較的軽視されてきた、恩赦そのものの意義を、改めて強調するとともに、社会的な手法も、重視していると言えることができるだろう。<sup>(48)</sup>また、言語統計学という、新たな方法を導入することで、その実証性をさらに高めるとともに、より多様な視点からの分析を可能としたのである。

さらに、二〇一一年には、恩赦というフィールドにおいて、狭義の歴史学の側から、法制史との分離にたいし、ひとつの問題提起がなされた。この試みを行ったのが、アバドである。彼は、一八世紀の恩赦手続きの中でしばしば出された、パリ・パ

ルルマン法院検事長の意見書を中心とする、当時の膨大な資料を精読することで、恩赦嘆願から恩赦状の授与までの手続きを、包括的に検討したのである。

この作品の中で、アバドは、恩赦を単なる権力の行為ではなく、社会的・法的・行政的実践と位置づけた。彼は、八種類の恩赦の制度や、恩赦と王権との結びつきはもちろん、恩赦嘆願から下賜の決定までの過程における、検事長や大法官などの行政的アクターの役割、これらのアクターと司法の側との摩擦、それから、恩赦を嘆願する側の戦略的意図など、さまざまな視点から、当時の実践に切り込み、随所でそれを数量的に提示したのである。この作業を通じ、彼は、恩赦が単なる君主の気まぐれではなく、国王の主権の表れとしての意義をもつと同時に、時代を下るごとに行政的な性格を強め、刑事政策の一部としても機能していたことを明らかにした。

ルールでのシンポジウムでは、本書の一部が紹介され、王権側と嘆願者側の両方における戦略について議論された他、当時の社会の中で重要な意義を有していた名誉感情が、恩赦嘆願をめぐり、犯罪者の家族の行動にも影響を与えていたことが明らかとされた。

彼の研究の重要な点は、王権と嘆願者本人との関係に終始し

がちな、これまでの議論にたいし、恩赦制度の枠組みを示したうえで、行政機構内部の動きや嘆願者家族の意図など、ミクロな部分からの緻密な分析も積み重ね、一八世紀の社会全体における、恩赦の意義を明らかにしたことにあろう。おそらくそこには、細分化しがちな広義の歴史研究にたいする、彼の問題意識が反映していると思われる。実際、二月に、彼の研究室を訪問して行ったインタビューからも、狭義の歴史学と法史学の分裂にたいする、彼の強い危惧が感じられた。

このような彼の思いは、法学者の側にも届いているようである。アバドとの面談の数日前、筆者は、一九世紀フランスの刑法史研究で知られるマルティナージュと、アバドの作品について議論を行ったが、彼女はアバドの研究を「完璧」と絶賛し、それを本人に伝えてほしいと強く希望していた。アバドに会った数日後、筆者は、ナシエにも、この研究にたいする見解を求めてみたが、彼は、アバドの研究が、恩赦が与えられるまでの手続きのみを扱い、恩赦後のことには目を向けておらず、当時の恩赦状を数多く利用しているわけでもないと鋭く指摘した。とはいえ、彼もまた、アバドの試みの意義を十分に認めており、これら最新の試みが、今後の恩赦研究、さらには、法制史も含む広義の歴史研究全体に、何らかのインパクトをもたらすか、

期待されるところである。

その他の成果についても、ごく簡単に述べておくと、二〇〇七年には、古代ローマにおける恩赦を扱った学位論文がパリ第二大学に提出され、二〇一一年にも、ほぼ同時期における仁慈の概念を扱った学位論文をもとにした研究書が、古典文学の側から出版されている。古代ローマにおける恩赦は、一九世紀の制度的研究では頻繁に議論されていたが、その後は、かつてほど盛んに検討されてこなかったように思われる。これにたいし、二〇〇七年の学位論文は、ローマ帝権の確立にとつて、恩赦が重要な意義を果たしたことを明らかにした。この研究も、恩赦と法的権力との関係を再評価する、近年の潮流の一部分をなしていると言いうことができるかもしれない。ただ、一九八五年以来の、フランスの学位論文を検索できる *these.fr* (<http://www.theses.fr>) で探した限り、法制史分野では、これ以外に、恩赦にかんする研究は見られなかった。

フランスにおける恩赦の歴史の研究は、以上のような歩みを経て、現在に至っている。その流れを一言でまとめるとすれば、このようになるだろう。一九世紀末から行われてきた恩赦の制度的研究は、戦後衰退したが、一九七〇年代になると、恩赦の社会的意義が注目されるようになった。その後、歴史学

全体における、社会史重視の傾向もあり、恩赦の法的意義には、あまり目が向けられることはなかったが、近年、それに再び光が当てられるようになった。ただ、これら最新の試みにおいても、その関心はアンシャン・レジーム期にとどまっている。前述のように、恩赦は、絶対王政期にとどまらず、時代を通じて、主権と密接にかかわってきた。したがって、今後、法制史の側には、とりわけ、フランス革命による王権停止以降の、恩赦の意義を明らかにすることが求められるのではないだろうか。

#### 注

- (1) フランスにおける刑事法史研究の最新の動向を知るには、国立科学研究センター (Centre national de la recherche scientifique) などによるポータルサイト *Criminocopus* (<http://criminocopus.cns.fr>) が有益であるが、ここに挙げられている書評などを見ても、一九世紀、二〇世紀にかんする研究が多くなっていることが感じられる。
- (2) Billacois, François, *Pour une enquête sur la criminalité dans la France d'Ancien Régime*, *Annales E. S. C.*, 1967, n. 2.
- (3) ビエール・テイヨン『監獄の時代』近代フランスにおける犯罪の歴史と懲治監獄体制の起源に関する試論、福井憲彦訳、新評論、一九七七年、一七九・一八九、一九五ページ。テイヨンによると、四

- 名の学生が、一六世紀から一七世紀の恩赦状を用いて論文を提出し、試問に通過した。
- (4) デイヨン前掲訳書、訳者解説、二五二ページ。
- (5) 管見の限りでは、司法史研究センター図書室所蔵の修士論文・博士論文の中では、Henneuse, Philippe. *La grâce au XIX<sup>e</sup> siècle. l'exemple de la cour d'assise du Nord, mémoire DEA Droit Privé*, 1989 が一九世紀のノール県における恩赦を数量的に分析してゐるほか、Despres, Virginie. *Les différences entre les sexes dans la justice criminelle au XIX<sup>e</sup> siècle. Les femmes devant la cour d'assises du Nord (1811-1914)*, these pour le doctorat, Lille, 2004 が、一九世紀のノール県における司法とジェンダーの関係を分析する際に、恩赦に言及していた。
- (6) 竹岡敬温『「アナール」学派と社会史―新しい歴史へ向かつて―』同文館出版、一九九〇年、二二二ページ。
- (7) Perrot, Michelle. *Les ombres de l'histoire. Crime et châtiment au XIX<sup>e</sup> siècle*, Paris, 2001, p. 10. ミションによると、フランスの歴史家は、その他の分野により培われた概念に目を向けるのを避け、また、政治的なアプローチについては、社会学以前のものとして退ける傾向にある。Michon, Cédric. *Enjeux conceptuels : questions de méthode, dans S'exprimer en temps de troubles. Conflits, opinion(s) et politisation de la fin du Moyen Âge au début du XX<sup>e</sup> siècle*, Remes, 2011, p. 8.
- (8) 『アナール』の創刊時のタイトルは『社会経済史年報 (Annales d'histoire économique et sociale)』であった。
- (9) Billaudis, art. cit.
- (10) 渡辺和行「ポストモダンの社会史と『アナール』『思想』岩波書店、一〇二二号、二〇〇八年、三一ページ。
- (11) エマニエル・ルロワ＝ラデュリ&アンドレ・ビュルギエール『叢書『アナール』一九二九・二〇一〇』序文(浜名優美訳)、E・ルロワ＝ラデュリ/A・ビュルギエール監修『叢書『アナール』一九二九・二〇一〇』歴史の対象と方法 I 一九二九・一九四五(浜名優美監訳) 藤原書店、二〇一〇年、三〇ページ。
- (12) ルロワ＝ラデュリほか前掲訳稿、三三・三四ページ。
- (13) デイヨン前掲訳書、訳者解説、二五一ページ。
- (14) ミクロストリアについては、『思想』岩波書店、八二六号、一九九三年で、ギンズブルクによるテキストの翻訳を中心とする特集が組まれている。『アナール』にたいするミクロストリアの側からの批判は、同誌掲載の、一九九二年一月に和光大学で行われた講演を翻訳した、カルロ・ギンズブルク「ミクロストリアとはなにか―私の知っている二、三のこと―」(竹山博英訳) 二二一―二三ページを参照。
- (15) 渡辺前掲稿、三五ページ。
- (16) *Histoire et Sciences sociales. Un tournant critique?*, *Annales E. S. C.*, 1988, n. 2, p. 293. (邦訳「邦訳『アビール 歴史と社会科学―批判的展開―』(ジャック・ルゴフほか『歴史・文化・表象 アナール派と歴史人類学』二宮宏之編訳、岩波書店、一九九九年、一六六ページ)。政治への再注目は、一九七九年の『アナール』五〇周年記念号で、すでに提唱さ

- れていた。Les *Annales* 1929-1979, *Annales E. S. C.*, 1979, n. 6, pp. 1345-1346. やのきょうかけのひととして、一九七四年にノルベルト・エリアス『文明化の過程』がフランス語訳され、政治史・社会史・心性史の關係の再発見に結びついたことがある。ルロワラデュリほか前掲訳稿、三四・三五ページ。
- (17) 法学の分野でも、ローマ法学者ヤン・トマラにより人類学的研究が試みられ、二〇〇七年には、トマラの研究が『アナール』誌上に掲載された。Thomas, Yan, L'enfant à naître et l'« héritier sien ». Sujet de pouvoir et sujet de vie en droit romain, *Annales, Histoire, Sciences sociales*, 2007, n. 1.
- (18) 渡辺前掲稿、二九・三三ページ。
- (19) Martinge, Renée, *Punir le crime. La répression judiciaire depuis le Code pénal*, Villeneuve d'Ascq, 1989, pp. 190-191 ; Tahieb, Emmanuelle, *La guillotine au secret. Les exécutions publiques en France, 1870-1939*, Paris, 2011, p. 74-79. 当時の死刑判決と恩赦数は、Astruc Philippe et al., *L'abolition de la peine capitale en France*, Paris, 2011, pp. 101-103 に明示されている。なお、前述のように、ほぼ同じ頃、仮釈放の導入を背景に恩赦廃止論が唱えられており、一九一〇年には、仮釈放と恩赦を比較した学位論文も提出された。Lacomme, Henri, *Comparaison entre le droit de grâce et la libération conditionnelle*, thèse pour le doctorat en droit, Toulouse, 1910.
- (20) たまね <sup>44)</sup> Semet, Ernst, *Le droit de grâce*, thèse pour le doctorat ès-science politique et économique de l'Université de Toulouse, Toulouse, 1901 ; Gobron, Louis *Des Sources du droit de grâce, dans la législation romaine. Droit français : le Droit de grâce sous la constitution de 1875*. Thèse pour le doctorat es droit et sciences économiques de l'Université de Paris, Paris, 1893 ; Merle, *op. cit.* ; Poujand, *op. cit.* ; Roulleau, *op. cit.* また、学位論文ではないが、第二帝制下に書かれ、一三四九年以来のフランスにおける恩赦の歴史を、第二帝制当時の恩赦制度について述べた Legoux, Jules, *Du droit de grâce en France comparé avec les législations étrangères : commenté par les lois, ordonnances, décrets, lettres patentes, déclarations, édits royaux, arrêts de parlements, de la Cour de cassation et de cours impériales, avis du conseil d'état, décisions et circulaires ministérielles, instructions de l'administration de l'enregistrement, etc., depuis 1349 jusqu'en 1865*, Cutilion, 1865. <sup>45)</sup> <sup>46)</sup>
- (21) Duparc, Pierre, *Origines de la grâce dans le droit pénal romain et français du Bas-Empire à la Renaissance*, thèse pour le doctorat en droit, Paris, 1942.
- (22) Le Poulichec, Guy-François, *Le droit de grâce dans les trois derniers siècles de l'Ancien Régime*, thèse présentée en vue de l'obtention du doctorat en droit, Paris, 1956.
- (23) Guérol, Jacques Yves, *Le droit de grâce des évêques d'Orléans*, thèse pour le doctorat en droit, présentée et soutenue publiquement, Orléans, 1969.
- (24) Foviaux, *op. cit.*
- (25) Brossot, Yves-Bernard, *Le droit de grâce à la fin du Moyen-âge (XIV<sup>e</sup>-XV<sup>e</sup> siècles). Contribution à l'étude de la restauration de la souveraineté*

- monarchique*, thèse pour le doctorat ès droit et des sciences sociales de l'Université de Poitiers, Poitiers, 1971.
- (26) 制度史研究の側を見ても、アンジヤン・レジーム期にかんする、有名な Mounier, Roland, *Les institutions de la France sous la monarchie absolue, 1598-1789*, Paris, 1974 など、この時期の司法制度を扱った入門書的な Gamot, Benoît, *Justice et société en France aux XVII<sup>e</sup>, XVIII<sup>e</sup> et XIX<sup>e</sup> siècles*, Gap-Paris, 2000<sup>1)</sup> アンジヤン・レジーム期から一九世紀初頭にかけてのフランスにおける刑法の歴史について論じた Carhasse, Jean-Marie, *Histoire du droit pénal et de la justice criminelle*, Paris, 2000 など<sup>2)</sup> 恩赦について詳細に議論しているわけではない。
- (27) Davis, Natalie Zemon, *Fiction in the Archives : Pardon Tales and Their Tellers in Sixteenth-Century France*, Stanford, 1987. (邦訳『古文書の中のフィクション——十六世紀フランスの恩赦嘆願の物語——成瀬駒男ほか訳、平凡社、一九九〇年)
- (28) 渡辺前掲稿、三六、四四ページ。
- (29) Gauvard, Claude, « De grace especial. » *Crime, état et la société en France à la fin du Moyen Age*, Paris, 2 vols, 1991. ただし、この文献のタイトルの後半部分が「末期中世フランスにおける犯罪、国家、社会」となっていることからわかるように、(二)での関心は、「どちらかといえば、当時の恩赦それ自体と(一)よりは、恩赦状から明らかにする犯罪であった。
- (30) たゞえば、Gauvard, Claude, *Grâce et exécution capitale : les deux visages de la justice royale française à la fin du Moyen Age*, *Bibliothèque de l'École des chartes*, t. 153, 1995. (邦訳「恩赦と死刑—中世末期におけるフランス国王裁判の二つの相貌—」轟木広太郎訳(服部良久編訳『紛争の中のヨーロッパ中世』京都大学学術出版会、二〇〇六年、所収)；「l'honneur du roi. Peines et rituels judiciaire au Parlement de Paris à la fin du Moyen Age, dans *Les rites de la justice*, など。また、二〇〇七年四月六日に、青山学院大学で行われた講演のテキストを翻訳した「中世後期のフランス王のイメージ 至高の裁判官—理論と実践」渡辺節夫ほか訳(同編『王の表象』山川出版社、二〇〇七年、所収)、その翌日に京都大学で行われた講演を記録した「中世後期(一四・一五世紀)フランスにおける国王、裁判そして貴族」渡辺節夫ほか訳『青山史学』第二六号、二〇〇八年にも、当時の恩赦についての言及が見られる。
- (31) (二)での分類は、Abad, Reynald, *La grâce du roi*, Paris, 2011, p. 14 を参照した。
- (32) 民俗学的な視点から恩赦状を利用した研究としては、Vautier, Roger, *Le folklore pendant la guerre de Cent Ans d'après les lettres de rémission du Trésor des Chartes*, Paris, 1965 などが挙げられる。恩赦状を用いた地域研究も数多く行われているが、紙幅が限られていることから、(二)で網羅的に紹介することは差し控える。
- (33) たゞえば、Muechembled, Robert, *Le temps des supplices : De l'obéissance sous les rois absolus, XV<sup>e</sup>-XVIII<sup>e</sup> siècles*, Paris, 1992 ; id. *La violence au village (XV<sup>e</sup>-XVIII<sup>e</sup> siècle)*, Turnhout, 1989.



- (34) Paresy, Isabelle, *Aux marges du royaume. Violence, justice et société en Picardie sous François I<sup>er</sup>*, Paris, 1998. 444. 英語圏では Potter David, "Rigueur de justice": Crime, Murder and the Law in Picardy, Fifteenth to Sixteenth Centuries, *French History*, v. 11, n. 3 などの成果が見られる。
- (35) アンシヤン・レジーム末期の恩赦を扱った研究としては、後述するアバドの作品の他に、一八世紀前半と後半の嘆願の傾向の違いについて論じた Cohen, Deborah, *La procédure de grâce au XVIII<sup>e</sup> siècle: restaurer un ordre ou reconnaître l'innocence?*, *Revue d'histoire moderne et contemporaine*, v. 54, n. 2, 2007. 社会史的な色合いの強い Desplat, Christen, *La grâce royale. Lettres de grâce enregistrées par le Parlement de Navarre au XVIII<sup>e</sup> siècle*, *Revue de Pau et de Béarn—Bulletin de la Société des sciences, lettres et arts de Pau et du Béarn*, n. 10, 1982 など。一九世紀にさかえては、当時の犯罪の中心を担っていた若年者への恩赦にかんする Boer, Edwig de, *Gracier les jeunes au XIX<sup>e</sup> siècle*, dans *Le droit de punir du siècle des Lumières à nos jours*, sous la direction de Frédéric Chauvaud, Rennes, 2012 などが挙げられる。
- (36) これより、赦免は、厳密な意味での恩赦とは言えず、形式のレヴェルでも、純粹な恩赦の場合とは異なる書状が用いられていた。福田前掲稿 (二) 一三二—一三三ページ。
- (37) フランス革命期から現代までを視野に、大赦の意義の低下の原因を考察した *Une histoire politique de l'amnistie. Étu des d'histoire, d'anthropologie et de droit*, dir. par Sophie Wahnich, Paris, 2007 など。法律学者による論文が収録されている。
- (38) *Le Pardon*.
- (39) このコロークは、一〇月二五日に、ベルギーのルーヴァン・カトリック大学の主催で行われた。報告者は、前述のゴヴァールやルソーを筆頭に、学位を取得して間もない者も含む一〇名であった。コロークでの考察の主たる対象はオランダであったが、フランス北部の都市で、アンシヤン・レジーム期にはバルルマン法院も置かれたトゥエヤ、ベルギー西部の都市ブルージュなども取り上げられている。
- (40) 九月三日、一〇月二六日、十一月二八日の三日間にわたり行われた、シンボジウム L'argumentation au cœur du processus judiciaire, du Moyen Âge à nos jours, Trois journées d'études organisées par l'IRHIS (Institut de Recherches Historiques du Septentrion, UMR 8529, CNRS-Lille 3) et le CHJ (Centre d'histoire Judiciaire, UMR 8025, CNRS-Lille 2) avec le soutien de la Maison Européenne des Sciences de l'Homme et de la Société (MESHS) では、裁判前、裁判中、判決後の三段階における、諸マタターの戦略的言説について論じられた。なお、ナシエ、アバドの報告のタイトルはそれぞれ、Récits de rémission: les stratégies rédactionnelles et le problème de la véricité en France à l'époque moderne 、「Obtenir des lettres de clemence au XVIII<sup>e</sup> siècle: les arguments des suppliants et de leurs soutiens 」。
- (41) Dauven et al., Introduction, « Préférerant miséricorde à rigueur de justice », dans *Préférant miséricorde à rigueur de justice*, p. 7.

- (42) *ibid.*, pp. 8-15.
- (43) Nassiet, Michel, Brittany and the French Monarchy in the Sixteenth Century : the Evidence of the Letters of Remission, *French History*, v. 17, n. 4, 2003 ; *id.* *Les lettres de pardon du voyage de Charles IX (1565-1566)*, Paris, 2010 ; Musin, Aude et Nassiet Michel, Les récits de rémission dans la longue durée de l'Anjou XV<sup>e</sup> au XVIII<sup>e</sup> siècle, *Revue d'histoire moderne et contemporaine*, v. 57, n. 4bis, 2010. 』の論文の共著者であるニコザンは、前述の二〇〇七年のロロークでも報告を行っている。Nicolas, ナンエドニコザンによる別の論文は、フランスとオランダにおける「恩赦」近代国家形成との関係を比較している。Nassiet Michel et Musin Aude, L'exercice de la rémission et la construction étatique (France, Pays-bas), *Revue historique*, n. 661, 2012.
- (44) 同様の研究としては、一五六四年から一五六六年の二年間をとりあげた Boutier, Jean et al., *Un tour de France royale : le voyage de Charles IX, 1564-1566*, Aubier, 1984 や、フランス南西部「キユイエヌヌ地方における」後期中世の恩赦に言及した Harris, Robin, *Valais Guyenne : a study of politics, government and society in late medieval France*, Woodbridge and others, 1994 などがある。
- (45) Musin et Nassiet, *Les récits de rémission*.
- (46) 二〇一三年に出版されたばかりの、フランス西部、アンジュー地方における宗教戦争期の恩赦にかんする著作では、当地の恩赦状が網羅的に参照されるとともに、当時の政治的状況と恩赦の関係が論じられ
- る。Nassiet, Michel, *Guerre civile et pardon royal en Anjou (1580-1600)*, Paris, 2013, introduction, pp. XXXVII-L.
- (47) フランスにおける司法統計の歴史については、『ヨーロッパの司法統計 I — フランス・イギリス —』東京大学社会科学研究所、二〇一〇年を参照。
- (48) 彼の社会的著作としては、一六世紀の恩赦状を用いて、当時の社会における暴力について考察した Nassiet, Michel, *La violence, une histoire sociale. France, XVI<sup>e</sup>-XVII<sup>e</sup> siècles*, Seysssel, 2011 などがある。
- (49) Abad, *op. cit.*, p. 15.
- (50) Meyer, *op. cit.*
- (51) Flammante de Lachapelle, *op. cit.*

## おわりに

本稿では、フランスにおける、広義の歴史学全体の流れを踏まえたうえで、同国での、恩赦の歴史的研究の歩みをたどってきた。恩赦の歴史は、法制史の視点と、狭義の歴史の視点の両方からアプローチされるが、フランスでは、この二つの視点 が分離していた。この問題は、恩赦という狭い研究分野だけでなく、フランス歴史学界全体に共通して見られるものであった。

その背景には、一九二九年の創刊以来、『アナル』により進められてきた「社会史」への試みがあった。社会史は、一九七〇年代ごろから、フランスの歴史学全体における主流となり、その影響は恩赦の研究にも及んだ。このころ、犯罪の内容を記載した恩赦状の、資料的価値が認識されると、書状の分析を通じ、当時の犯罪や社会の実態を、明らかにすることが目指されたのである。こうして、恩赦研究の中心は、一九世紀後半から二〇世紀前半に多く見られた制度史から、社会史へと移った。

法制史の分野では、第二次大戦以後、学位論文の件数が大きく減少するなど、恩赦にたいする関心は衰えたかのように思われた。しかしながら、近年、歴史学の側を中心に、新しい動きが起こっている。二〇〇七年には、若手研究者を中心に、恩赦の法的意義に注目したコロークが行われた。また、その後も、恩赦の社会的意義と同時に、その権力との関係にも目を向けた研究が登場し、二〇一一年には、狭義の歴史の側からではあるが、法制史と狭義の歴史との分裂に問題提起がなされた。これにたいする法制史の側からの返答は、いまだなされていないようである。しかし、法は、ただそれだけで存在しているわけではなく、社会との相互作用を伴い、それを通じて変化し、発

展していく以上、この問いかけを無視することはできないだろう。今後の研究の拡大が待たれるところである。

